

・ 保険料納付とは

障害年金の受給要件の一つで、初診日の前日に納付または免除されていることが必要です。

具体的には、

- ・ 初診日のある月の前々月までの年金加入期間の3分の2以上が保険料の納付または免除 されていること
- ・ 初診日の年齢が65歳未満の方は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

となっています。

なお、納付要件を満たすために、初診日より後から納付や免除されても納付要件には含まれません。